

平 群 町 地 震 防 災 対 策  
ア ク シ ョ ン プ ロ グ ラ ム

令和2年3月

平 群 町



---

## はじめに

中央防災会議において、東南海・南海地震の被害想定や、近畿圏の内陸地震に係る被害想定(平成19年1月)が公表され、県でも平成16年10月に、内陸型地震の8断層及び海溝型地震の5パターンについての第2次奈良県地震被害想定調査の結果が公表されました。

町では、県の調査結果や最新の動向を踏まえ、町に最も大きな被害を及ぼす可能性のある地震と最も起こる可能性の高い地震として、内陸型地震の「生駒断層帯」及び海溝型地震の「東海・東南海・南海地震同時発生」を、地震防災対策上の新たなターゲットとして位置づけ、地震災害から「いかに町民を守るか」を中心に据えた地震対策を推進し、安全・安心な街づくりを実現していかねばと考えております。このため、地域防災計画の実効性を高めるため、町が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画である「平群町地震防災対策アクションプログラム」を今回新たに策定しました。このプログラムは、国や県の地震防災戦略の考え方に準じ、大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減することを減災目標とし、この目標を達成するため10の施策の柱を設定し、197項目のアクション項目を定めました。今後、防災協働社会の実現に向けて、町ではこのプログラムに基づき、国、県、他市町村、防災関係機関、町民、企業など様々な主体と役割を分担しながら地震防災対策を積極的に推進して参ります。

町民の皆様も、大規模地震の発生に備え、水・食糧などの備蓄、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策の実施、地域の自主防災活動への参加など実践的な活動を進めていただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月 平群町長

西脇 洋貴

---

---

# 平群町地震防災対策アクションプログラム

## < 目次 >

<b>I.アクションプログラムの背景</b> .....	<b>1</b>
1. 大規模地震発生の恐れ .....	1
2. アクションプログラムの必要性 .....	1
<b>II.アクションプログラムの基本理念と減災目標</b> .....	<b>2</b>
1. 基本理念 .....	2
2. 減災目標 .....	2
3. アクションプログラムの位置付け .....	2
<b>III.アクションプログラムの考え方</b> .....	<b>3</b>
1. 目的 .....	3
2. 計画期間 .....	3
3. アクションプログラムの体系 .....	3
4. 計画の推進 .....	4
5. アクション項目具体化の検討に際しての留意点 .....	4
<b>IV.アクション項目の分類</b> .....	<b>5</b>
1. 実施期間 .....	5
2. 実施体制 .....	6
3. 町の役割 .....	6
4. 町の担当課 .....	6
<b>V.アクションプログラム体系図</b> .....	<b>7</b>
<b>VI.アクション項目一覧</b> .....	<b>8</b>

---

# I.アクションプログラムの背景

## 1. 大規模地震発生の恐れ

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南海トラフの地震の今後30年以内の発生確率は、70%～80%※、50年以内では90%程度もしくはそれ以上※と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。また、生駒断層帯による地震は、今後30年以内の発生確率がほぼ0～0.2%※、50年以内ではほぼ0～0.3%※と公表されています。

一方、奈良県で実施された第2次奈良県地震被害想定調査結果（平成16年10月公表）では、東南海地震、南海地震などの海溝型地震が発生した場合、本町では直接的な物的・人的被害は少ないものの、一部断水等のライフラインの機能支障が想定されています。この海溝型地震については、政府が継続して研究を行っており、想定マグニチュードが9に引き上げられ、その震源域も内陸側に拡大した研究成果が発表されました。さらに令和元年6月、建物やライフライン施設等について被害想定の見直しが行われました。これによると、陸側ケース（被害が最大の場合）では、県内の死者数は、約1,300人、住家全壊棟数は、約38,000棟、ピーク時の避難者数は、約26万人に達すると想定されました。政府の調査結果では、県の調査結果よりも大きな被害が想定されました。

また、生駒断層帯などの内陸型地震が発生した場合、本町では、死者約60人、負傷者約380人、避難者数約6,000人、住宅の全半壊が約2,406棟など、人的・建物被害等が甚大となり、ほぼ町内全域でライフラインの供給障害が起こり、町民生活に大きな影響を与えることが改めて明らかとなりました。

※算定基準日は平成31年1月1日

## 2. アクションプログラムの必要性

町では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心の街づくりを目指すため、第2次奈良県地震被害想定調査結果等を踏まえ、戦略的に地震防災対策を進めています。現在は「平群町地域防災計画」を基本として各種施策を講じておりますが、各種施策に振り向けることができる資源が有限であり、また、施設等の整備に相当の期間を要するものがあることから、地域防災計画の実効性を高め、町が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施するため「平群町地震防災対策アクションプログラム」を策定するものです。また、策定した「平群町地震防災対策アクションプログラム」の内容や施策などを踏まえて、本年度から「平群町地域防災計画」を全面的に見直し・改訂して、より一層の安全・安心の街づくりを目指します。

## Ⅱ.アクションプログラムの基本理念と減災目標

### 1. 基本理念

21世紀前半の地震活動期に備え、町民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街を目指します。

### 2. 減災目標

「大規模地震発生時の想定人的被害（第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年）を今後10年間で半減」

国の地震防災戦略の考え方〔今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕及び県の地震防災対策アクションプログラムに準じ、今後10年間で平群町が目指すべき減災目標を上記のとおりとします。また、減災目標を達成するため、「施策の柱」毎に具体目標を設定します。

### 3. アクションプログラムの位置付け

①アクションプログラムは、平群町地域防災計画（地震災害応急対策・復旧対策）に基づき実施する施策のうち、今後30年を見据えて、当初の10箇年で重点的に取り組む事業の実施計画です。

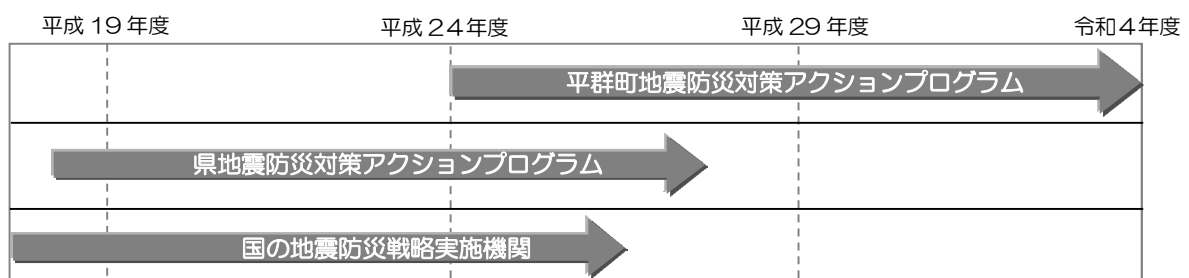
＜計画期間：平成24～令和3年度の10箇年＞

②奈良県地震防災対策アクションプログラムとも整合を図りながら進めます。

＜計画期間：平成18～27年度の10箇年＞

③国（中央防災会議）の地震防災戦略とも整合を図りながら進めます。

＜計画期間：平成17～26年度の10箇年＞



## Ⅲ.アクションプログラムの考え方

### 1. 目的

地震災害に強い平群町を目指し、地域防災計画の実効性を高めるため、町が実施する地震防災対策を体系化した、個別の項目ごとの具体的な実施計画であるアクションプログラムを策定するものです。

### 2. 計画期間

平成24年度から令和3年度までの10箇年です。

### 3. アクションプログラムの体系

#### (1) 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の施策の柱を設定します。

- ①地震に強いまちをつくる
- ②地域の防災力を向上させる
- ③的確な防災情報処理を実施する
- ④人的資源を確保する
- ⑤町民のいのちを守る
- ⑥町民の安全・安心を守る
- ⑦生活基盤を安定させる
- ⑧町民の生活を支援する
- ⑨災害時要援護者に配慮する
- ⑩復興を視野に入れる

#### (2) 施策項目

施策の柱を推進するため38の施策項目を設定します。

#### (3) アクション目標

施策項目を推進するため87のアクション目標を設定します。

#### (4) アクション項目

アクション目標を推進するため197のアクション項目を設定し、実施期間、実施主体、町の役割、担当課を記載します。

## 4. 計画の推進

- (1) アクション項目の実施期間を以下のとおりに区分して推進します。
  - ①短期：概ね2年程度で完了または集中実施
  - ②中期：概ね5年程度で完了
  - ③長期：10年以上継続的に実施
- (2) 早期に実践すべきアクション項目については、平成24年度から迅速に着手します。ただし、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは、平成23年度から着手しています。
- (3) 計画の具体的な推進のため、適正な進行管理を行います。
- (4) 今後定期的に、アクションプログラムを見直します。

## 5. アクション項目具体化の検討に際しての留意点

- (1) 1つの手段だけではなく、多重的な代替・補完手段を考慮します。
- (2) 災害時に誰もが迅速に対応できるよう、分かりやすい内容にします。

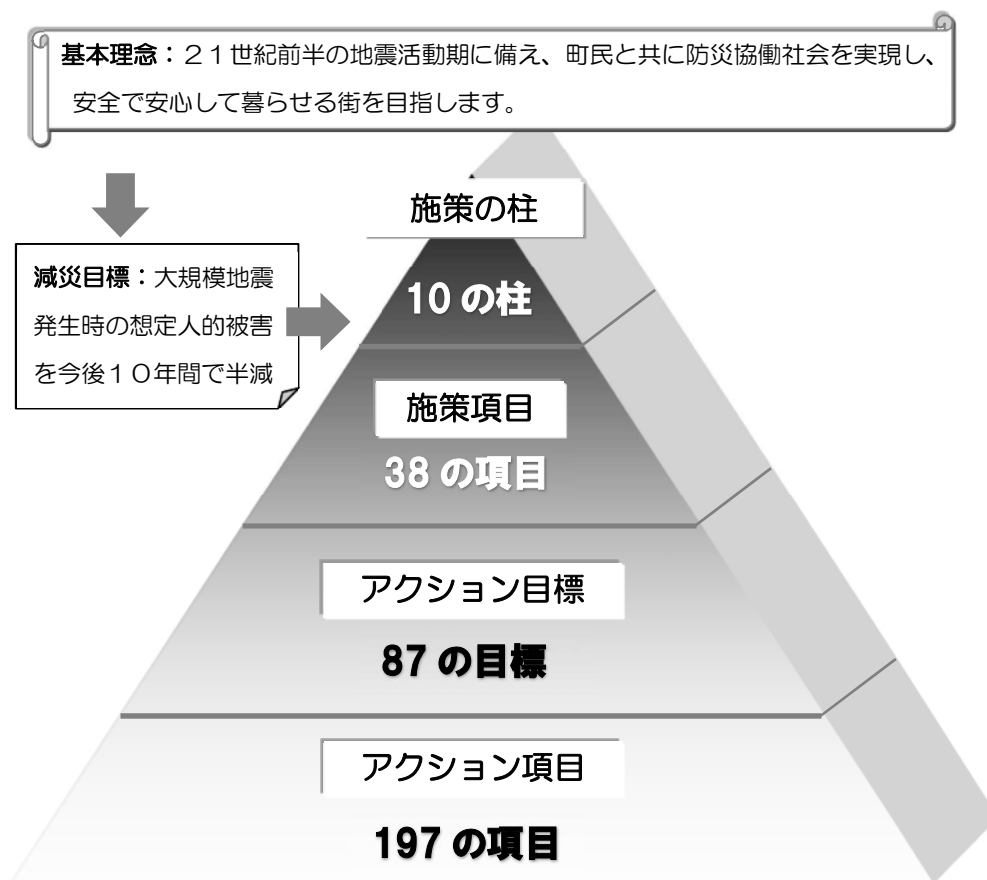


図 アクションプログラムの体系図



## Ⅳ.アクション項目の分類

### 1. 実施期間

アクション項目の短期・中期・長期の分類は、可能な限り短期に分類しています。計画・マニュアル・指針等の作成、防災訓練の実施や町民への啓発事業については、原則として短期に分類しています。

ただし、計画・マニュアル・指針等の見直し、防災訓練の実施や啓発事業は繰り返し継続して実施していきます。災害に強い道路網の整備や災害対応の拠点となる施設の耐震化などについては、計画的に取り組む必要があるとともに、財政的な制約もあることから長期に分類しています。

#### ①短期（概ね2年程度で完了または集中実施）

<例示>

- 啓発  
家具・ロッカー等の転倒防止対策の啓発、自主防災組織の組織化の推進等
- 連携の強化  
ライフライン関係機関・災害ボランティア団体・他市町村・県・国等との連携
- マニュアル作成  
災害対策本部運営マニュアル、各部・班の業務別マニュアルの作成等
- 指針・計画作成  
町有建築物の耐震化促進指針、住宅・建築物耐震化促進計画の作成等
- 訓練実施  
災害対応訓練、幼稚園・学校等における防災教育・訓練の実施等

#### ②中期（概ね5年程度で完了）

<例示>

- システム構築  
地域防災無線の整備、防災対応マニュアルのデータベース化等
- 施設整備  
防災拠点施設及び避難所設備機能の整備等

#### ③長期（10年以上継続的に実施）

<例示>

- 基盤整備  
道路整備、河川整備、ため池整備等
- 耐震化  
災害対応拠点・学校施設の耐震化促進、住宅・民間建築物の耐震化推進等
- その他  
文化財の防火対策の推進等

## 2. 実施体制

大規模な地震が発生した場合には、行政だけで全ての災害対応を行うことは困難であり、バランスのとれた自助（町民や企業などが自ら取り組むもの）・共助（地域やボランティア等が取り組むもの）・公助（国・県や町など行政が取り組むもの）による役割分担が必要です。このプログラムでは、アクション項目ごとに実施主体を以下のとおり分類しています。

- ① 町・・・・・・・・町（水道局、教育委員会、消防署、社会福祉協議会等を含む。）
- ② 県・・・・・・・・県（水道局、教育委員会、警察本部等を含む。）
- ③ 国・・・・・・・・国（地方支分部局、自衛隊等を含む。）
- ④ 防災関係機関・・日本赤十字社・医師会等の公共的機関、電気・ガス・輸送・通信・道路等の公益的事業を営む法人等
- ⑤ 町民・・・・・・・・町民、自治会、自主防災組織、自主防災連絡協議会。文化財所有者、NPO、ボランティア等
- ⑥ 企業・・・・・・・・企業、商店街、医療法人、学校法人、社会福祉法人等

## 3. 町の役割

このプログラムでは、町が果たすべき役割を下記のとおり分類しています。

- ① 直接・・・・・・・・町が直接実施
- ② 支援・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する人的・財政支援、情報・場所・物資等の提供、ガイドライン提示等
- ③ 助言・・・・・・・・他の実施主体が行う対策に対する助言、文書依頼、要望等

## 4. 町の担当課

アクション項目の担当課を記載しています。

# V.アクションプログラム体系図

【基本理念】 21世紀前半の地震活動期に備え、町民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街を目指します。

	施策の柱	施策項目	アクション目標	
予防対策	1 地震に強いまちをつくる	1-1 災害に強い社会基盤整備を行う	1-1-1 防災を考慮した市街地整備を実施する	
			1-1-2 地形を考慮した防災まちづくりを実施する	
		1-2 火災からまちを守る	1-1-3 長期地震動等新たな課題に取り組み	
			1-2-1 出火防止・初期消火体制を推進する	
		1-3 防災拠点を整備する	1-2-2 火災の拡大防止対策を実施する	
			1-2-3 消防力を強化する	
	1-4 耐震化を促進する	1-3-1 地域防災活動拠点を整備する		
		1-3-2 広域防災活動拠点を整備する		
	1-5 ライフライン等の予防対策を実施する	1-3-3 防災空間を確保する		
		1-4-1 耐震促進計画を策定する		
	1-6 平群町の歴史を守る	1-4-2 町有建築物の耐震化を実施する		
		1-4-3 特定建築物の耐震化を推進する		
	災害資源の対応	2 地域の防災力を向上させる	2-1 多様な主体の防災力を向上させる	1-4-4 一般建築物の耐震化を促進する
				1-4-5 建築物の総合的な安全対策の実施
				1-5-1 ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する
				1-5-2 公共土木施設等の予防対策を実施する
				1-6-1 文化財所有者に意識啓発を図る
				1-6-2 文化財を守るための手段を確保する
1-6-3 文化財復興に向けた仕組みを作る				
1-6-4 観光客等の帰宅困難者を支援する				
2-2 防災教育・啓発を実施する		2-1-1 自主防災組織を立ち上げる		
		2-1-2 自主防災組織の活性化を図る		
3 的確な防災情報処理を実施する		3-1 情報処理を標準化する	2-1-3 消防団活動の活性化を図る	
			2-1-4 企業防災活動の活性化を図る	
			2-1-5 各種団体の防災活動の活性化を図る	
		3-2 情報伝達手段と体制を整備する	2-1-6 教育関係機関における防災活動の活性化を図る	
			2-1-7 災害ボランティアと協働する	
		3-3 情報インフラを整備する	2-1-8 防災訓練を実施する	
2-2-1 防災教育を実施する				
応急対策		4 人的資源を確保する	4-1 災害に強い人・組織をつくる	2-2-2 防災啓発を充実する
	3-1-1 情報内容を明確化する			
	3-1-2 情報処理業務を明確化する			
	4-2 連携を推進する		3-1-3 通信訓練を実施する	
			3-2-1 情報収集手段伝達体制を確立する	
			3-2-2 情報収集手段を確立する	
	5 町民のいのちを守る	4-3 災害対応マニュアルを作成する	3-2-3 情報発信手段を確立する	
			3-3-1 通信基盤を整備する	
			3-4-1 収集伝達手段を安定的に運用する	
		5-1 被災者を救出・救助する	4-1-1 職員の災害対応能力を高める	
			4-1-2 初動体制を充実する	
			4-1-3 組織の運営体制を充実する	
	6 町民の安全・安心を守る	5-2 安全に避難できるように支援する	4-2-1 町内の連携を強化する	
			4-2-2 市町村との連携を強化する	
			4-2-3 国・奈良県との連携を強化する	
		5-3 被災者の救命救急活動を行う	4-3-1 災害対応マニュアルを作成する	
			4-3-2 災害対応訓練を実施する	
			4-3-3 炊き出し訓練を実施する	
7 生活基盤を安定させる	5-4 医療機関において救命救急活動を行う	5-1-1 救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する		
		5-1-2 迅速な活動体制を確立する		
		5-1-3 広域応援体制を確立する		
	5-5 二次災害を防止する	5-2-1 避難勧告・指示の基準・内容を明確にする		
		5-2-2 避難誘導体制を確立する		
		5-3-1 救命・救急スタッフの充実を図る		
8 町民の生活を支援する	6-1 安否確認を支援する	5-3-2 搬送体制を確立する		
		5-4-1 医療・病院スタッフを確保する		
		5-4-2 医療施設を確保する		
	6-2 帰宅困難者を支援する	5-4-3 医療機関のライフラインを確保する		
		5-5-1 被災施設での二次災害を防止する		
		5-5-2 危険地域を指定する		
9 災害時要援護者を支援する	6-3 地域の治安を確保する	6-1-1 安否確認方法の確立		
		6-2-1 帰宅する手段を確保する		
		6-2-2 帰宅困難者への情報提供を行う		
	7-1 公共施設等の復旧を早急を図る	6-3-1 日頃から自主防犯活動の体制を確立する		
		6-3-2 治安活動を実施する		
		7-1-1 公共施設等の機能の早急な復旧を図る		
10 復旧を期す	7-2 ライフライン等を早急に復旧する	7-2-1 関係機関(電気、ガス、通信、鉄道等)との連絡体制を確立する		
		7-2-2 上下水道を早急に復旧する		
		7-3-1 緊急輸送路を確保する		
	8-1 避難所生活を支援する	7-3-2 道路交通情報を収集する		
		8-1-1 避難所を確保する		
		8-1-2 避難所に必要な機能を整備する		
10 復旧を期す	8-2 水・食料・生活必需品を確保する	8-2-1 水・食料・生活必需品の備蓄を行う		
		8-2-2 救援物資集配の仕組みをつくる		
		8-2-3 上水を確保する		
	9-1 災害時要援護者に配慮したまちづくりを行う	8-2-4 生活用水を確保する		
		8-3-1 住民への衛生対策を行う		
		8-3-2 住民への健康対策を行う		
10 復旧を期す	9-2 災害時要援護者を支援する	8-4-1 遺体安置所・火葬場を確保する		
		8-4-2 身元不明者を確認する		
		9-1-1 災害時要援護者の支援指針を策定する		
	10 復旧を期す	10-1 復興のビジョンを描く	9-2-1 災害時要援護者を支援する体制を確保する	
			10-1-1 震災からの復興ビジョンを描く	
			10-2-1 震災証明書発行業務を標準化する	
10-2 暮らしやすさの再建を支援する		10-2-2 生活再建を支援する		
		10-3-1 生活資金を確保する		
		10-4-1 すまいの支援を行う		
10-3 お金や物資で支援する	10-5-1 企業を支援する			
	10-4-2 生活再建を支援する			
	10-6-1 被災者や職員の健康、こころからのケアを実施する			

図 アクションプログラム体系図

## VI.アクション項目一覧

アクションプログラム体系図に基づき、施策の柱・施策項目・アクション目標・アクション項目の一覧を記載しています。アクション項目には、実施期間・実施主体・町の役割・担当課を記載しています。

表 アクション項目一覧表(1/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
1:地震に強いまちをつくる	1-1:災害に強い社会基盤整備を行う	1-1-1:防災を考慮した市街地整備を実施する	防災ブロックの形成による都市の防災構造の強化	長	町、県	直接、助言	全課
			市街地の面的整備による面的な防災機能の向上を促進	長	町、県	直接、助言	全課
		1-1-2:地形を考慮した防災まちづくりを実施する	河川施設の災害対策	長	町、県	直接、助言	都市建設課
			ため池の防災対策	長	町、県	直接、助言	観光産業課
			急傾斜地対策	長	町、県	直接、助言	都市建設課、総務防災課
			治山対策	長	町、県	直接、助言	観光産業課
			宅地防災対策	長	町、県	直接、助言	都市建設課
	1-1-3:長期地震動等新たな課題に取り組む	液状化対策	長	町、県	直接、助言	全課	
	1-2:火災からまちを守る	1-2-1:出火防止・初期消火体制を推進する	町民に対する防火意識の啓発	短	町、町民	直接、助言	総務防災課、西和消防署
			火災予防行政の確立	短	町、施設管理者	直接、助言	総務防災課、西和消防署

			予防査察体制の強化	短	町	直接	西和消防署
			消防団員の防災教育	短	町	直接	総務防災課、西和消防署
		1-2-2:火災の拡大防止対策を実施する	市街地、道路、公園、建築物等の耐火構造の推進	長	町、県、関係機関、町民	直接、助言、支援	都市建設課、総務防災課
			消防車両進入不可能箇所の改善	長	町	直接	都市建設課
		1-2-3:消防力を強化する	常備消防の整備・充実	中	町	直接	消防本部
			消防団の強化・充実	中	町	直接	総務防災課、西和消防署
1-3:防災拠点を整備する	1-3-1:地域防災活動拠点を整備する	防災地区毎の防災拠点となる施設の整備	中	町	直接	総務防災課、教育委員会	
	1-3-2:広域防災活動拠点を整備する	広域避難地の整備	中	町	直接	総務防災課、都市建設課、教育委員会	
		緊急ヘリポートの整備と拡充	短	町、県	直接、助言	総務防災課、都市建設課	
	1-3-3:防災空間を確保する	公園、緑地を避難場所として機能できるように整備	長	町、県	直接、助言	都市建設課、総務防災課	
		耐震性貯水層、備蓄倉庫、ヘリポートとして利用可能な広場の整備	短	町、県	直接、助言	総務防災課	
1-4:耐震化を促進する	1-4-1:耐震促進計画を策定する	耐震促進計画の策定	短	町	直接	都市建設課、教育委員会、総務防災課、福祉課	

	1-4-2:町有建築物の耐震化を実施する	町有建築物の耐震化の実施	長	町	直接	政策推進課、教育委員会、総務防災課、福祉課
	1-4-3:特定建築物の耐震化を推進する	耐震診断の推進	短	町、施設管理者	直接、助言	都市建設課、総務防災課
		特定建築物の耐震化の実施	長	町、施設管理者	直接、助言	都市建設課、総務防災課
	1-4-4:一般建築物の耐震化を促進する	耐震化の啓発及び知識の普及	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	都市建設課
		耐震診断の推進	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	都市建設課
		相談体制及び情報提供の充実	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	都市建設課
	1-4-5:建築物の総合的な安全対策の実施	ブロック塀等の安全対策に関する施工団体への要請	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	都市建設課、総務防災課
		窓ガラス、天井落下防止対策の施設管理者への指導	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	福祉課、教育委員会
		エレベーターの地震防災対策	短	町、施設管理者、町民	直接、助言	都市建設課、総務防災課
	1-5:ライフライン等の予防対策を実施する	1-5-1:ライフラインの早期復旧に向けた予防対策を実施する	上下水道施設の耐震化の推進	長	町	直接
受入槽緊急遮断弁の整備			長	町	直接	上下水道課
1-5-2:公共土木施設等の予防対策を実施する		災害に強い道路網の整備	長	町、県	直接、助言	都市建設課
		橋梁耐震化の推進	長	町、県	直接、助言	都市建設課

		災害に強い河川整備の推進	長	町、県	直接、助言	都市建設課
1-6：平群町の歴史を守る	1-6-1:文化財所有者に意識啓発を図る	文化財所有者への意識啓発の実施	長	町、町民、 関係機関	直接、助言	教育委員会
		文化財管理者の防災訓練の実施	長	町、町民、 関係機関	直接、助言	教育委員会
	1-6-2:文化財を守るための手段を確保する	文化財の事前データベースの作成	中	町	直接	教育委員会
		文化財の防火対策の推進	長	町、町民、 関係機関	直接、助言	教育委員会
		文化財の耐震化の促進	長	町	直接	教育委員会
	1-6-3:文化財復興に向けた仕組みを作る	文化財復興基金の設立の検討	長	町	直接	教育委員会
		他市町村との連携	長	町	直接	教育委員会
	1-6-4:観光客等の帰宅困難者を支援する	観光客等の帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	町	直接	総務防災課、政策推進課
		関係業界・団体との連携	短	町、関係機関	直接、支援	政策推進課、総務防災課、観光産業課
		外国人観光客対策の促進	中	町	直接	政策推進課、総務防災課、観光産業課

表 アクション項目一覧表(2/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
2: 地域の防災力を向上させる	2-1: 多様な主体の防災力を向上させる	2-1-1: 自主防災組織を立ち上げる	自主防災組織の結成の推進	短	町、町民	直接	総務防災課
			設立補助金制度の充実	短	町	直接	総務防災課
		2-1-2: 自主防災組織の活性化を図る	リーダーの養成の促進	短	町	直接	総務防災課
			防災資機材等の整備の推進	短	町	直接	総務防災課
			自主防災組織による防災マップの作成	短	町	直接、助言、支援	総務防災課
			防災訓練・研修会等の実施	短	町	直接	総務防災課
			活動補助金制度の充実	短	町	直接	総務防災課
		2-1-3: 消防団活動の活性化を図る	団員の確保	短	町、関係機関	直接、助言、支援	西和消防署、総務防災課
			団員の訓練等の充実	短	町、関係機関	直接、助言、支援	西和消防署、総務防災課
		2-1-4: 企業防災活動の活性化を図る	企業の自主防災組織の推進	短	町、関係機関	直接、助言、支援	総務防災課、観光産業課
			企業の防災訓練・研修会等の実施	短	町、関係機関	直接、助言、支援	総務防災課、観光産業課
		2-1-5: 各種団体の防災活動の活性化を図る	各種団体の防災訓練・研修会等の実施	短	町、関係機関	直接、助言、支援	総務防災課、西和消防署
		2-1-6: 教育関係機関における防災活動の活性化を図る	児童・生徒等への防災教育の推進	短	町、関係機関	直接、助言、支援	教育委員会、西和消防署、総務防災課



			教職員への防災教育の推進	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	教育委員会、総 務防災課
			保護者への防災教育の推進	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	教育委員会、総 務防災課
	2-1-7:災害ボランティアと協 働する		災害ボランティアの活動内容の検討	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	福祉課、社会福 祉協議会、総務 防災課
			災害ボランティア受援体制の検討	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	福祉課、社会福 祉協議会、総務 防災課
			災害ボランティアの養成及び登録制の実施	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	福祉課、社会福 祉協議会、総務 防災課
			災害ボランティアコーディネータの養成及 び登録制の実施	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	福祉課、社会福 祉協議会、総務 防災課
			ボランティアネットワークの確立・強化	短	町、関係機 関	直接、助言、支 援	福祉課、社会福 祉協議会、総務 防災課
			2-1-8:防災訓練を実施する	地域一体となった防災訓練を実施する	短	町、関係機 関、町民	直接、助言、支 援
	2-2:防災教育・ 啓発を実施する	2-2-1:防災教育を実施する	町民への防災教育を実施する	短	町、関係機 関、町民	直接、助言、支 援	総務防災課
		2-2-2:防災啓発を充実する	町民へハザードマップ等を通じた防災啓発 を実施する	短	町、関係機 関、町民	直接、助言、支 援	総務防災課

表 アクション項目一覧表(3/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
3:的確な防災 情報処理を実 施する	3-1:情報処理を 標準化する	3-1-1:情報内容を明確化する	被害の情報記録・整理する方法のマニユアル化	短	町	直接	総務防災課
			救援物資の情報記録・整理する方法のマニユアル化	短	町	直接	総務防災課、政策推進課
		3-1-2:情報処理業務を明確化する	情報処理業務のマニユアル化の促進化	短	町	直接	政策推進課
			災害時の個人情報の取り扱いの検討	短	町	直接	総務防災課、住民生活課
		3-1-3:通信訓練を実施する	情報通信訓練を実施する	短	町、県、関係機関	直接、助言	総務防災課、政策推進課、全課
	3-2:情報伝達手 段と体制を整備 する	3-2-1:情報収集手段伝達体制 を確立する	町内の情報収集・伝達体制の強化	短	町	直接	政策推進課、総務防災課
			関係機関との情報収集・伝達体制の強化	短	町、関係機関	直接	政策推進課、総務防災課
			町民との情報収集・伝達体制の強化	短	町、町民	直接、支援	政策推進課、総務防災課
		3-2-2:情報収集手段を確立する	被害情報収集システムの整備	中	町	直接	政策推進課、総務防災課
			インターネットの活用推進	短	町	直接	政策推進課、総務防災課
			携帯端末の活用推進	短	町	直接	政策推進課、総務防災課

			映像情報の収集手段推進	短	町	直接	政策推進課、総務防災課
			ホームページの充実	短	町	直接	政策推進課、総務防災課
			携帯端末への情報発信の充実	短	町	直接	政策推進課、総務防災課
			マスコミと連携した情報発信体制の構築	短	町、関係機関	直接	政策推進課、総務防災課
	3-3:情報インフラを整備する	3-3-1:通信基盤を整備する	防災情報システムの構築	中	町	直接	政策推進課、総務防災課
防災行政無線の整備			中	町、県	直接、助言	総務防災課	
デジタル化の促進			中	町	直接	総務防災課	
衛星携帯電話の配備			中	町	直接	総務防災課	
3-4:情報収集伝達手段の信頼性・安全性を確保する	3-4-1:収集伝達手段を安定的に運用する	システムダウン時の障害対応マニュアル	短	町	直接	政策推進課、総務防災課	
		重要情報のバックアップ	中	町	直接	政策推進課、総務防災課	

表 アクション項目一覧表(4/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
4: 人的資源を確保する	4-1: 災害に強い人・組織をつくる	4-1-1: 職員の災害対応能力を高める	職員の災害対応訓練を実施する	短	町	直接	総務防災課
		4-1-2: 初動体制を充実する	職員初動対応マニュアルを策定する	短	町	直接	総務防災課
			緊急災害時の職員連絡システムの整備	短	町	直接	総務防災課、全課
			非常召集訓練を実施する	短	町	直接	総務防災課、全課
		4-1-3: 組織の運営体制を充実する	災害に対応した組織体制について検討する	短	町	直接、助言	総務防災課、全課
	4-2: 連携を推進する	4-2-1: 町内の連携を強化する	地域自主防災組織の拡大化促進	短	町、町民	直接、助言、支援	総務防災課
			構成諸団体との連携強化	短	町、町民	直接、助言、支援	総務防災課、政策推進課
		4-2-2: 市町村との連携を強化する	近隣市町との連携を強化する	短	町	直接	総務防災課、政策推進課
			その他市町と相互応援協定を締結	短	町	直接	総務防災課、政策推進課
		4-2-2: 国・奈良県との連携を強化する	国・県との連携を強化する	短	町・県	直接、助言	総務防災課、政策推進課
			自衛隊との連携を強化、受け入れ体制を確立する	短	町	直接	総務防災課、政策推進課

	4-3:災害対応業務をわかりやすくする	4-3-1:災害対応マニュアルを作成する	災害対応マニュアルを作成する	短	町	直接	総務防災課
		4-3-2:災害対応訓練を実施する	災害対応訓練を実施する	短	町	直接	総務防災課
		4-3-3:炊き出し訓練を実施する	炊き出し訓練を実施する	短	町、関係機関	直接、助言	教育委員会、総務防災課

表 アクション項目一覧表(5/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
5：町民のいのちを守る	5-1:被災者を救出・救助する	5-1-1:救出・救助用資機材を整備し、訓練を実施する	資機材の整備の推進	長	町	直接、支援	総務防災課、消防本部
			救出・救助訓練の推進	長	町	直接、支援	総務防災課、消防本部
		5-1-2:迅速な活動体制を確立する	関係機関の連携強化の促進	短	町	直接	総務防災課、政策推進課
			自主防災組織等による活性化対策の推進	中	町、町民	直接、助言、支援	総務防災課、政策推進課
		5-1-3:広域応援体制を確立する	応援協定等の充実・強化	短	町、県、防災関係機関	直接、助言、支援	総務防災課、消防本部
	5-2:安全に避難できるように支援する	5-2-1:避難勧告・指示の基準・内容を明確にする	避難勧告等判断・伝達マニュアルを策定	短	町	直接	総務防災課
			避難路の整備	中	町	直接	総務防災課
		5-2-2:避難誘導體制を確立する	標識の設置	短	町	直接	総務防災課
	5-3:被災者の救命救急活動を行う	5-3-1:救命・救急スタッフの充実を図る	救急救助活動の指導	短	町	直接	消防本部
			防災関係機関との連携の促進	長	町	直接	政策推進課、総務防災課
		救急救命士の育成	短	町、防災関係機関	直接、助言、支援	消防本部	
		5-3-2:搬送体制を確立する	搬送ルート確保	短	町、防災関係機関	直接、助言、支援	総務防災課、消防本部

			トリアージの研修	長	町、防災関係機関	直接、助言、支援	消防本部
			現地医療本部の設置	短	町	直接、助言、支援	健康保険課
5-4:医療機関において救命救急活動を行う	5-4-1:医療・病院スタッフを確保する		医療活動マニュアルの作成	短	町、医療関係機関	直接、支援	健康保険課
			医療体制の充実強化	短	町、医療関係機関	直接、支援	健康保険課
			医薬品の調達体制の整備	短	町、医療関係機関	直接、支援	健康保険課
	5-4-2:医療施設を確保する		緊急医療体制ネットワークの整備	短	町、医療関係機関	直接、助言、支援	健康保険課
			医療施設における防災体制の整備	短	町、医療関係機関	直接、支援	健康保険課
	5-4-3:医療機関のライフラインを確保する		医療機関のライフラインの確保	短	町、医療関係機関	直接、支援	健康保険課、総務防災課、都市建設課、上下水道課
5-5:二次災害を防止する	5-5-1:被災施設での二次災害を防止する		被災建築物・宅地判定の実施	短	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、全課
			被災建築物応急危険度判定士の育成	中	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、全課
			被災宅地危険度判定士の育成	長	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、全課
			応急危険度判定マニュアルの充実	短	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、総務防災課
	5-5-2:危険地域を指定する		危険地域の周知(ハザードマップの作成)	短	町	直接	総務防災課、都市建設課

表 アクション項目一覧表(6/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
6:町民の安全・安心を守る	6-1:安否確認を支援する	6-1-1:安否確認方法の確立	安否情報システムの検討	長	町	直接	住民生活課、政策推進課、総務防災課
			連絡確認方法の周知	中	町	直接、支援	住民生活課、政策推進課、総務防災課
	6-2:帰宅困難者を支援する	6-2-1:帰宅する手段を確保する	帰宅困難者支援マニュアルの策定	短	町	直接	総務防災課
			公共交通機関等との連携強化	短	町、関係機関	直接、助言	総務防災課
			帰宅困難者の避難所確保対策の推進	短	町、関係機関	直接、助言	総務防災課
			帰宅支援業者等の確保（コンビニ等）	短	町、関係機関	直接、助言	総務防災課
			6-2-2:帰宅困難者への情報提供を行う	帰宅困難者に対する情報提供体制の構築	短	町、関係機関	直接、助言
	6-3:地域の治安を確保する	6-3-1:日頃から自主防犯活動の体制を確立する	自主防犯活動の体制確立	短	町、関係機関、町民	直接、助言、支援	総務防災課、住民生活課
			6-3-2:治安活動を実施する	治安活動の実施	短	町、関係機関、町民	直接、助言、支援



表 アクション項目一覧表(7/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課	
7:生活基盤を安定させる	7-1: 公共施設等の復旧を早急に図る	7-1-1: 公共施設等の機能の早急な復旧を図る	公共施設等の機能の早急な復旧を図る	短	町、関係機関	直接	都市建設課、観光産業課、上下水道課	
			防災行政無線等の通信設備の早急な復旧対策の実施	短	町、関係機関	直接	総務防災課	
	7-2: ライフライン等を早急に復旧する	7-2-2: 上下水道を早急に復旧する	7-2-1: 関係機関(電気、ガス、通信、鉄道等)との連絡体制を確立する	ライフライン関係機関との連携強化	短	町、関係機関	直接	観光産業課、総務防災課
			災害対策マニュアルの策定	短	町	直接	上下水道課	
			下水道地震対策緊急整備計画の策定	中	町	直接	上下水道課	
			ライフライン関係(上下水道)のデータのバックアップ作成	短	町	直接	上下水道課	
			民間企業(建設業者・土木業者)等との連携強化	短	町、関係機関	直接	上下水道課	
			7-3-1: 緊急輸送路を確保する	緊急輸送路の検討	短	町、県、国、関係機関	直接	都市建設課、総務防災課
	7-3: 緊急輸送の手段・ルートを確保する	7-3-2: 道路交通情報を収集する	交通情報の収集及び提供	短	町、関係機関	直接、支援	都市建設課	
			道路被災情報の収集及び提供体制の確立	中	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、観光産業課	
			道路管理者・警察等との連携強化	短	町、関係機関	直接、支援	都市建設課、観光産業課	

表 アクション項目一覧表(8/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
8:町民の生活を支援する	8-1:避難所生活を支援する	8-1-1:避難所を確保する	民間施設の活用の検討	短	町、県、国、関係機関	直接、支援	福祉課、総務防災課
		8-1-2:避難所に必要な機能を整備する	避難所運営マニュアルの策定	短	町	直接、支援	福祉課、総務防災課
			ライフライン企業との連携強化	短	町、関係機関	直接	住民生活課、福祉課、総務防災課
			避難所における備蓄物資等の充実	短	町	直接、支援	住民生活課、福祉課、総務防災課
			避難所の設備等の充実	中	町、町民	直接、助言、支援	住民生活課、福祉課、総務防災課
	8-2:水・食料・生活必需品を確保する	8-2-1:水・食料・生活必需品の備蓄を行う	町における備蓄計画の策定	短	町	直接	総務防災課
			各家庭・地域での備蓄の啓発	短	町、関係機関	直接、助言、支援	総務防災課
		8-2-2:救援物資集配の仕組みをつくる	救援物資取扱マニュアルの策定	短	町	直接	総務防災課
			他市町村と支援協定の締結	短	町	直接	総務防災課
			企業・団体等と救援協定の締結	短	町	直接	総務防災課、観光産業課
			救援物資の集約場所の検討	短	町	直接	総務防災課、都市建設課
		8-2-3:上水を確保する	水道防災計画の策定	中	町	直接	上下水道課

			家庭・事業所における飲料水の備蓄の推進	短	町	直接	上下水道課	
			広域応援協定による飲料水の確保の強化	短	町	直接	上下水道課	
			応急給水体制の整備	中	町、関係機 関	直接	上下水道課	
		8-2-4:生活用水を確保する	水源（井戸水・湧き水・雨水等）確保の推進	中	町、関係機 関	直接、支援	上下水道課	
	8-3:保健衛生対策を実施する	8-3-1:住民への衛生対策を行う		感染症対策マニュアルの策定	短	町	直接	健康保険課
				災害用トイレの整備の推進	中	町	直接	住民生活課
				災害用の風呂の整備の推進	中	町	直接	住民生活課
				ごみ・し尿・災害時廃棄物の災害時処理計画の策定	短	町、関係機関	直接、支援	住民生活課
			ペット等の管理方法の検討	短	町	直接	住民生活課	
		8-3-2:住民への健康対策を行う		健康相談窓口設置マニュアルの策定	短	町、関係機関	直接、支援	健康保険課
			巡回健康相談医療実施マニュアルの策定	短	町、関係機関	直接、支援	健康保険課	
	8-4:遺体への対応を行う	8-4-1:遺体安置所・火葬場を確保する	遺体安置所・火葬場の確保	短	町、関係機関	直接、支援	住民生活課	
		8-4-2:身元不明者を確認する	身元不明者の確認	短	町、関係機 関	直接、支援	住民生活課、福祉課、総務防災課	

アクション項目一覧表 (9/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
9: 災害時要援護者を支援する	9-1: 災害時要援護者に配慮したまちづくりを行う	9-1-1: 災害時要援護者の支援指針を策定する	災害時要援護者支援マニュアルの策定	短	町	直接	総務防災課、福祉課
			災害時要援護者に配慮した避難所運営指針の作成	短	町、関係機関	直接、支援	総務防災課、福祉課
	9-2: 災害時要援護者を支援する	9-2-1: 災害時要援護者を支援する体制を確保する	災害時要援護者の支援ネットワークの策定	短	町、関係機関	直接	総務防災課、福祉課
			災害時要援護者のデータベース化の促進	中	町、関係機関、町民	直接、支援	総務防災課、福祉課
			福祉避難所の指定の促進	短	町、関係機関	直接、支援	総務防災課、福祉課
			専門職・災害ボランティアの活用	短	町、関係機関、町民	直接、支援	福祉課、総務防災課
			災害時要援護者用の物資等の備蓄	中	町	直接	総務防災課、福祉課
			福祉施設・介護保険事業所等との協力体制の検討	短	町、関係機関	直接、支援	福祉課、総務防災課
			災害時要援護者に関する意識啓発	短	町、関係機関、町民	直接、助言、支援	総務防災課、福祉課

表 アクション項目一覧表(10/10)

施策の柱	施策項目	アクション目標	アクション項目	実施期間	実施主体	町の役割	担当課
10:復興を視野に入れる	10-1:復興のビジョンを描く	10-1-1:震災からの復興ビジョンを描く	まちづくり復興計画の策定	中	町	直接	総務防災課
	10-2:くらしやしごとの再建を支援する	10-2-1:罹災証明書発行業務を標準化する	罹災証明書発行システムの導入	短	町	直接	税務課
		10-2-2:生活再建を支援する	生活再建マニュアルの策定	短	町	直接	総務防災課
	10-3:お金や物資で支援する	10-3-1:生活資金を確保する	義援金対応マニュアルの策定	短	町	直接	福祉課
			見舞金等支給マニュアルの策定	短	町	直接	住民生活課
			税等の減免措置等の見直し	短	町	直接	税務課
			生活再建基金設立の検討	短	町	直接	福祉課
			地震保険の啓発	短	町、関係機関、町民	直接	総務防災課
	10-4:すまいの支援を行う	10-4-1:すまいの支援を行う	応急仮設住宅の計画の策定	短	町	直接	都市建設課、総務防災課
			相談窓口の開設	短	町	直接	都市建設課
	10-5:企業を支援する	10-5-1:企業を支援する	町内の企業の支援体制を確保	短	町	直接	観光産業課
	10-6:被災者や職員のこころとからだを支える	10-6-1:被災者や職員の健康、こころとからだのケアを実施する	こころとからだのケアマニュアルの作成	短	町	直接	健康保険課
			ケアを行う人材の育成	短	町	直接	健康保険課
			こころとからだのケアの相談窓口の設置	短	町	直接	健康保険課